

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年10月9日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 横浜市長選挙投票用紙 3,048,000 枚の印刷
- (2) 横浜市長選挙用標旗2流ほかの作成
- (3) 投票所看板 810 枚ほかの印刷
- (4) コミュニケーションボード 800 部ほかの印刷
- (5) 政治活動用ポスター証紙 200 シートほかの作製
- (6) 紙製養生シート 3,551 本の作成
- (7) 案内用腕章 716 枚ほかの購入
- (8) 公営ポスター掲示板の作製及び回収・リサイクル業務委託
- (9) 氏名掲示 13,170 枚の印刷

2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (3) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (4) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (5) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (6) 横浜市内の別途指定する場所
- (7) 18区選挙管理委員会
- (8) 市内一円
- (9) 選挙管理委員会事務局選挙課ほか18か所

3 契約日

- (1) 令和8年9月10日
- (2) 令和8年9月24日
- (3) 令和8年9月16日
- (4) 令和8年9月16日
- (5) 令和8年9月10日
- (6) 令和8年9月19日
- (7) 令和8年9月11日
- (8) 令和8年9月9日

(9) 令和8年9月10日

4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和8年10月13日まで
- (2) 契約締結した日から令和8年10月2日まで
- (3) 契約締結した日から令和8年10月2日まで
- (4) 契約締結した日から令和8年10月2日まで
- (5) 契約締結した日から令和8年9月28日まで
- (6) 令和8年10月12日から令和8年10月18日まで
- (7) 契約締結した日から令和8年10月9日まで
- (8) 契約締結した日から令和8年10月30日まで
- (9) 契約締結した日から令和8年10月13日まで

5 契約金額

- (1) 23,469,600 円
- (2) 86,020 円
- (3) 956,505 円
- (4) 898,150 円
- (5) 614,218 円
- (6) 20,624,208 円
- (7) 313,698 円
- (8) 34,623,600 円
- (9) 463,584 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) TOPPAN株式会社
横浜市西区花咲町7-150
- (2) ナカムラ興業株式会社
横浜市鶴見区平安町2-12-18
- (3) 有限会社 柿野屋印刷所
横浜市鶴見区豊岡町25-16
- (4) 株式会社ナデック
横浜市鶴見区矢向3-15-27
- (5) 有限会社清水マーク製作所
横浜市戸塚区上矢部町2046-4
- (6) 株式会社湘南ワイパーサプライ
横浜市泉区上飯田町286番地1
- (7) ナカムラ興業株式会社
横浜市鶴見区平安町2-12-18
- (8) 株式会社タナカ 横浜営業所
横浜市中区不老町1-2-1

(9) 株式会社ナデック

横浜市鶴見区矢向 3-15-27

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 投票用紙は、極めて短い期間の中で校正等を特に慎重に行う必要があり、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者、立候補者及び本市にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。
- (2) 横浜市長選挙の告示日である 10 月 4 日に立候補届出が受理された時から立候補者は選挙運動を、同日の確認申請受付後から確認団体は政治活動をそれぞれ開始することができるため、選挙運動または政治活動をするにあたって必須である標旗、腕章、表示板は 10 月 3 日以前には現物の用意が整っている必要がある。標旗等の選挙運動用物品や表示板等の政治活動用物品は、立候補者（確認団体）が選挙期間中に選挙運動（政治活動）を行うために必須の物品であり、これがなければ選挙運動（政治活動）を行うことができない。これらの物品は、校正等を特に慎重に行う必要があり、作製には長期間を要するが、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び立候補者（確認団体）にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (3) 投票所看板等の各種掲示物は誰もが投票しやすい投票所の環境づくりのために必要不可欠であり、投票所への器材運搬の準備作業前に納品されている必要がある。したがって、投票所の準備期間等も考慮し、10 月 2 日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (4) コミュニケーションボードほかの物品は、投票所の運営上、誰もが投票しやすい環境を作るために必要不可欠である。したがって、投票所の準備期間等も考慮し、10 月 2 日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。
- (5) ポスター証紙及びビラ証紙については、立候補者（確認団体）が選挙期間中に選挙運動（政治活動）を行うために必須の物品であり、これがなければ選挙運動（政治活動）を行うことができない。

これらの物品は、校正等を特に慎重に行う必要があり、作製には長期間必要となりますが、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、立候補者（確認団体）にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。
- (6) 養生シートは誰もが投票しやすい投票所の環境づくりのため、配線や雨などで滑らないよう投票所を養生するだけでなく、投票所及び開票所として借りている施設などの床を汚さないようにするために必要であり、投票所の設営が行われる選挙期日 10 月 18 日の前日である 10 月 17 日より前に納品されている必要があるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をき

たし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (7) 腕章は投票所において、誰もが投票しやすい投票所の環境づくりのために必要不可欠であるほか、開票所においては、担当の視認性の向上により正確確実な開票事務のために必要であり、投・開票所への器材運搬の準備作業前に納品されている必要があるが、選挙期日については、準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (8) ポスター掲示場は公職選挙法第 144 条の 2 の規定により告示までの設置が義務付けられており、ポスター掲示板は公示日までに必ず設置しなければならないが、本市の定める仕様書に基づく 4,785 枚の掲示板を作製、搬入するとともに、回収及びリサイクル（使用後は確実にポスター掲示場の原料とする）まで一連の業務を確実に履行できる能力とノウハウを有していることが必要である。

したがって、想定される公示日までにポスター掲示板を確実に作製する必要があるが、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

- (9) 氏名掲示については選挙期日 5 日前までに納品されている必要がありますが、10 月 4 日の夜に原稿が確定してから 10 月 13 日の納期までの日数が短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 有資格者名簿からヒアリングを行ったところ、選定事業者のみが納期までに対応可能との明確な回答があり、迅速かつ確実に対応可能と判断したため。
- (2) 直近の横浜市長選挙や横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙時において当該物品作製業務にあたった経験があり、早期確実に作製可能と判断したため。
- (3) 当該事業者は、直近の衆議院議員総選挙等において当該物品の作成業務に当たった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。
- (4) 直近の衆議院議員総選挙等において当該物品の作成業務に当たった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。
- (5) 昨年の市長選挙において当該物品作製業務にあたった経験があり、早期確実に作製可能と判断したため。
- (6) 直近の選挙において当該物品の作成業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (7) 直近の選挙において当該物品の作成業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (8) 直近の選挙において当該委託業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (9) 直近の衆議院議員総選挙で氏名掲示の印刷業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課